

○総務省告示第三百四十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十八年八月三十一日

総務大臣 山本 早苗

第2の第2表中

72. 215-72. 785	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
72. 785-72. 875	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8-1による。

を

72. 215-72. 745	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
72. 745-72. 875	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8-1による。

に、

142-144 J51	移動 陸上移動	小電力業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。 二周波方式による使用は、146—148MHz帯と対する。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。
----------------	------------	-----------------------------------	--

を

142-144 J51	移動 陸上移動	小電力業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。 二周波方式による使用は、146—148MHz帯と対する。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。
----------------	------------	-----------------------------------	--

を

146-148	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	二周波方式による使用は、142—144MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。
---------	------	-------------------------	---

ヤ

146-148	移動	小電力業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。
J51	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	二周波方式による使用は、142—144MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。

リ

2483.5-2500	移動	公共業務用 小電力業務用	公共業務用での使用は道路交通情報通信 (VICS) 用とし、割当ては2499.7MHzに限る。
J37 J144			

	移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システムとし、割当ては別表 8-5 による。
	無線測位衛星	公共業務用	
	(宇宙から地球) J143	一般業務用	
	無線標定	公共業務用	

を

2483.5-2500	移動	公共業務用	公共業務用のうち、道路交通情報通信 (VICS) 用への割当ては、2499.7MHzに限る。
J37 J144		小電力業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システムとし、割当ては別表 8-5 による。
	移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用	
	無線測位衛星	公共業務用	
	(宇宙から地球) J143	一般業務用	

を

改める。

第2の別表8-1の「中」「発信器」を「発振器」に改め、同表の2の表を次のように改める。

2 ラジコン用発振器の周波数表

40.61MHz z	40.63MHz z	40.65MHz z	40.67MHz z	40.69MHz z	40.71MHz z	40.73MHz z
40.75MHz z	40.77MHz z	40.79MHz z	40.81MHz z	40.83MHz z	40.85MHz z	40.87MHz z
72.13MHz z	72.15MHz z	72.17MHz z	72.19MHz z	72.21MHz z	72.23MHz z	72.25MHz z
72.27MHz z	72.29MHz z	72.31MHz z	72.33MHz z	72.35MHz z	72.37MHz z	72.39MHz z
72.43MHz z	72.45MHz z	72.47MHz z	72.49MHz z	72.51MHz z	72.53MHz z	72.55MHz z
72.61MHz z	72.63MHz z	72.65MHz z	72.67MHz z	72.69MHz z	72.71MHz z	72.73MHz z
72.79MHz z	72.81MHz z	72.83MHz z	72.85MHz z	72.87MHz z	72.89MHz z	72.91MHz z
73.09MHz z	73.11MHz z	73.13MHz z	73.15MHz z	73.17MHz z	73.19MHz z	73.21MHz z
73.27MHz z	73.29MHz z	73.31MHz z	73.33MHz z	73.35MHz z	73.37MHz z	73.39MHz z

第2の別表9-1中

400MHz z 帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が8.5kHz z 以下の無線設備	426.025MHz z 以上426.1375MHz z 以下の周波数であつて、426.025MHz z 及び426.025MHz z に12.5kHz z の自然数倍を加えたもの
		429.175MHz z 以上429.7375MHz z 以下の周波数であつて、429.175MHz z 及び429.175MHz z に12.5

	<p>kHz の自然数倍を加えたもの</p> <p>429.8125MHz 以上429.925MHz 以下の周波数であつて、429.8125MHz 及び429.8125MHz に12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.9MHz を加えたもの。ただし、429.925MHz 及び449.825MHz は周波数制御用チャネルとする。</p> <p>449.8375MHz 以上449.8875MHz 以下の周波数であつて、449.8375MHz 及び449.8375MHz に12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.6MHz を加えたもの。ただし、449.8875MHz 及び469.4875MHz は周波数制御用チャネルとする。</p>
<p>占有周波数帯幅が8.5kHz を超え16kHz 以下の無</p>	<p>426.0375MHz z 426.0625MHz z 426.0875MHz z 426.1125MHz z</p>

線設備

400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が5.8kHz以下の無線設備	426.028125MHz以上426.134375MHz以下の周波数であつて、426.028125MHz及び426.028125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.178125MHz以上429.734375MHz以下の周波数であつて、429.178125MHz及び429.178125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.815625MHz以上429.921875MHz以下の周波数であつて、429.815625MHz及び429.815625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.921875MHz及び449.821875MHzは周波数制御用チャネルとする。
		449.840625MHz以上449.884375MHz以下の周波数であつて、449.840625MHz及び449.840625

	<p>MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19.6MHz を加えたもの。この場合において、449.884375MHz 及び 469.484375MHz は周波数制御用チャンネルとする。</p>
<p>占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 8.5kHz 以下の無線設備</p>	<p>426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数であつて、426.025MHz 及び 426.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの</p>
	<p>429.175MHz 以上 429.7375MHz 以下の周波数であつて、429.175MHz 及び 429.175MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの</p>
	<p>429.8125MHz 以上 429.925MHz 以下の周波数であつて、429.8125MHz 及び 429.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19.9MHz を加えたもの。この場合において、429.925MHz 及び 449.825MHz は周波数制御用チャンネルとする。</p>

		<p>449.8375MHz 以上449.8875MHz 以下の周波数であつて、449.8375MHz 及び449.8375MHz に12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに19.6MHz を加えたもの。この場合において、449.8875MHz 及び469.4875MHz は周波数制御用チャネルとする。</p>
占有周波数帯幅が8.5kHz を超え16kHz 以下の無線設備		<p>426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz</p>

1200MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が16kHz 以下の無線設備	<p>1216.0125MHz 以上1216.9875MHz 以下の周波数であつて、1216.0125MHz 及び1216.0125MHz に25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHz を加えたもの。ただし、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz</p>
---------------------------	-----------------------	--

		<p>z 及び1252.5125MHz は周波数制御用チャネルとする。</p> <p>1216MHz 以上1217MHz 以下の周波数であつて、1216MHz 及び1216MHz に50kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHz を加えたもの。ただし、1216MHz 及び1252MHz は周波数制御用チャネルとする。</p>
--	--	---

ネ1

1200MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が8.5kHz 以下の無線設備	<p>1216.00625MHz 以上1216.99375MHz 以下の周波数であつて、1216.00625MHz 及び1216.00625MHz に12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHz を加えたもの。この場合において、1216.00625MHz、1216.01875MHz、1216.50625MHz、1216.51875MHz、1252.00625MHz、1252.01875MHz、1252.50625MHz 及び1252.51875MHz は、周波数制御用チャネルとする。</p>
---------------------------	------------------------	--

<p>占有周波数帯幅が 8.5kHzを超え1 6kHz以下の無 線設備</p>		<p>1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波 数であつて、1216.0125MHz及び1216.0125MHz に25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれ に36MHzを加えたもの。この場合において、121 6.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz 及び1252.5125MHzは周波数制御用チャネルと する。</p>
	<p>占有周波数帯幅が 16kHzを超え32 kHz以下の無線 設備</p>	<p>1216MHz以上1217MHz以下の周波数であつて 、1216MHz及び1216MHzに50kHzの自然数 倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたも の。この場合において、1216MHz及び1252MHz は周波数制御用チャネルとする。</p>

改める。

第2の別表9-8を次のように改める。

別表9-8 無線電話(ラジオマイクに使用するものを除く。)用特定小電力無線局の周波数表

<p>占有周波数帯幅が</p>	<p>421.578125MHz以上421.803125MHz以下の周波数であつて、421.5781</p>
-----------------	--

<p>5.8kHz以下の無線設備</p>	<p>25MHz及び421.578125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの。この場合において、421.796875MHz、421.803125MHz、440.246875MHz及び440.253125MHzは周波数制御用チャネルとする。</p> <p>421.809375MHz以上421.909375MHz以下の周波数であつて、421.809375MHz及び421.809375MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの</p> <p>422.053125MHz以上422.190625MHz以下の周波数であつて、422.053125MHz及び422.053125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの。この場合において、422.184375MHz及び422.190625MHzは周波数制御用チャネルとする。</p> <p>422.196875MHz以上422.296875MHz以下の周波数であつて、422.196875MHz及び422.196875MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの</p> <p>421.575MHz以上421.8MHz以下の周波数であつて、421.575MHz及び421.575MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの。この場合において、421.8MHz及び440.25MHz</p>
<p>占有周波数帯幅が</p>	<p>421.575MHz以上421.8MHz以下の周波数であつて、421.575MHz及び421.575MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの。この場合において、421.8MHz及び440.25MHz</p>
<p>5.8kHzを超え8</p>	<p>421.575MHz以上421.8MHz以下の周波数であつて、421.575MHz及び421.575MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの。この場合において、421.8MHz及び440.25MHz</p>
<p>.5kHz以下の無</p>	<p>421.575MHz以上421.8MHz以下の周波数であつて、421.575MHz及び421.575MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの。この場合において、421.8MHz及び440.25MHz</p>

線設備	
	は周波数制御用チャネルとする。
	421. 8125MHz 以上421. 9125MHz 以下の周波数であつて、421. 8125MHz 及び421. 8125MHz に12. 5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに18. 45MHz を加えたもの
	422. 05MHz 以上422. 1875MHz 以下の周波数であつて、422. 05MHz 及び422. 05MHz に12. 5kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、422. 1875MHz は周波数制御用チャネルとする。
	422. 2MHz 以上422. 3MHz 以下の周波数であつて、422. 2MHz 及び422. 2MHz に12. 5kHz の自然数倍を加えたもの
	413. 7MHz 以上414. 14375MHz 以下の周波数であつて、413. 7MHz 及び413. 7MHz に6. 25kHz の自然数倍を加えたもの並びに454. 05MHz 以上454. 19375MHz 以下の周波数であつて、454. 05MHz 及び454. 05MHz に6. 25kHz の自然数倍を加えたもの
第2の別表9-13を次のように定める。	
別表9-13 人・動物検知通報システム用特定小電力無線局の周波数表	
占有周波数帯幅が	142. 934375MHz 以上142. 984375MHz 以下の周波数であつて、142. 9343
5. 8kHz 以下の	75MHz 及び142. 934375MHz に6. 25kHz の自然数倍を加えたもの並び

無線設備	にこれに 4 MHz を加えたもの
占有周波数帯幅が	142. 9375MHz 以上142. 98125MHz 以下の周波数であつて、142. 9375M
5. 8k Hz を超え1	Hz 及び142. 9375MHz に6. 25k Hz の自然数倍を加えたもの並びにこれ
1. 6k Hz 以下の	に 4 MHz を加えたもの
無線設備	
占有周波数帯幅が	142. 940625MHz 以上142. 978125MHz 以下の周波数であつて、142. 9406
11. 6k Hz を超え	25MHz 及び142. 940625MHz に6. 25k Hz の自然数倍を加えたもの
17. 4k Hz 以下の	
無線設備	